平成十五年一月六日

財務省告示第六号

個 人 向 け 玉 債 0 発 行等 に関 する省令 (平成十四 年財 務省令第六十八号) 第五 条に規定する者を次の ように

定 め、 平 成 + 五. 年一 月六日 か , ら発! 行 する 玉 債に つ 7 て 適 用する。

玉 個 人、 相続 税法 (昭 和二十五 年法律第七十三号)第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信

託 契約 又は 所 得税法等の一 部を改正する法律 (平成二十五年法 律第五号) 第三条の規定によ る改正 前 \mathcal{O} 相 続

税法 第二十 条 \mathcal{O} 匹 第 項 に 規定 す る特 莂 障 !害者: 扶 養 信 託 契 約 だ締結 している受託者 及び 個 人向 け 玉 債 \mathcal{O} 発

行 等に 関 す へる省へ 令 第六 条第 項 に 規 定す Ś 中 途 換 金 \mathcal{O} 請 求 に 応じ る 取 扱 機関 (当該 請 求 に 係 る 個 人 向 け 玉 債

同 省令第二条に規定する国 「債をいう。 以 下 一同じ。 を買 7) 取る場合に限る。 並 び に 社 債 株 式 等 \mathcal{O} 振 替

に関 する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第二条第二項に規定する振 (替機) 関 同 法第四 十七七 条第 項 \mathcal{O} 規

定により振替業を営 む日本銀行を含む。)及び 同法第二条第四 項に規定する 口座管理機関 同 法第百三条第

三項又は第百四条第一項に規定する意思表示をするために必要となる個人向け国債を取得する場合に限る。

(最終改正 平成二十五年財務省告示第百五号)